

愛知県産業労働センターの利用料金の額の承認

愛知県産業労働センター条例（平成18年愛知県条例第54号）第5条第3項及び第4項の規定に基づき、2026年4月1日以降の利用分について、愛知県産業労働センターの利用料金の額を次のように承認した。

2025年2月3日

愛知県知事 大村 秀章

1 ホール、展示場、会議室及び駐車場の利用料金

利用料金の名称	区分		単位	利用料金 (単位円)	
ホール利用料金	大ホール	平日	午前	45,600	
			午後	84,200	
			夜間	78,200	
			全日	208,000	
			時間外30分につき	15,800	
	土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日（以下「休日」という。）		午前	57,100	
			午後	105,300	
			夜間	97,800	
			全日	260,200	
			時間外30分につき	19,800	
小ホール	平日		午前	14,300	
			午後	27,600	
			夜間	23,900	
			全日	65,800	
			時間外30分につき	4,900	
	土曜日、日曜日及び休日			午前	17,900
				午後	34,600
				夜間	30,000
				全日	82,500
				時間外30分につき	6,300

展示場利用 料金	六階展示場	全部利用		平日	全日	278,300	
					時間外30分につき	23,100	
				土曜日、日曜日及び休日	全日	347,800	
				時間外30分につき	28,800		
		一部利用		A区画	平日	全日	44,200
						時間外30分につき	3,500
				土曜日、日曜日及び休日	全日	55,300	
					時間外30分につき	4,400	
				B区画	平日	全日	135,300
					時間外30分につき	11,100	
	土曜日、日曜日及び休日	全日	169,100				
		時間外30分につき	14,000				
	C区画		平日	全日	32,700		
				時間外30分につき	2,600		
			土曜日、日曜日及び休日	全日	40,900		
				時間外30分につき	3,200		
	七階展示場 又は八階展示場	全部利用		平日	全日	263,000	
					時間外30分につき	21,800	
				土曜日、日曜日及び休日	全日	328,900	
			時間外30分につき	27,300			
一部利用		A区画	平日	全日	27,700		
				時間外30分につき	2,100		
		土曜日、日曜日及び休日	全日	34,700			
			時間外30分につき	2,700			
		B区画	平日	全日	104,500		
				時間外30分につき	8,600		
土曜日、日曜日及び休日		全日	130,700				
		時間外30分につき	10,800				
C区画		平日	全日	25,300			
			時間外30分につき	2,000			
		土曜日、日曜日及び休日	全日	31,600			
時間外30分につき	2,500						
		平日	午前	51,600			
			午後	68,700			
			夜間	51,600			
			全日	137,520			

大会議室		1時間につき	17,100
	土曜日、日曜日及び休日	午前	64,600
		午後	86,100
		夜間	64,600
		全日	172,240
	1時間につき	21,500	
中会議室 A	平日	午前	34,200
		午後	45,600
		夜間	34,200
		全日	91,200
		1時間につき	11,200
土曜日、日曜日及び休日	午前	42,800	
	午後	57,200	
	夜間	42,800	
	全日	114,240	
		1時間につき	14,200
中会議室 B	平日	午前	26,600
		午後	35,500
		夜間	26,600
		全日	70,960
		1時間につき	8,800
土曜日、日曜日及び休日	午前	33,400	
	午後	44,700	
	夜間	33,400	
	全日	89,200	
		1時間につき	11,000
小会議室 A	平日	午前	10,000
		午後	13,400
		夜間	10,000
		全日	26,720
		1時間につき	3,200
土曜日、日曜日及び休日	午前	12,600	
	午後	16,700	
	夜間	12,600	
	全日	33,520	
		1時間につき	4,100
		午前	9,300

会議室利用 料金	小会議室 B	平日	午後	12,300
			夜間	9,300
			全日	24,720
			1時間につき	2,900
	小会議室 C	土曜日、日曜日 及び休日	午前	11,700
			午後	15,700
			夜間	11,700
			全日	31,280
	特別会議室 A	平日	午前	7,800
			午後	10,400
			夜間	7,800
			全日	20,800
特別会議室 B	土曜日、日曜日 及び休日	午前	10,000	
		午後	13,400	
		夜間	10,000	
		全日	26,720	
特別会議室 A	平日	午前	41,400	
		午後	55,300	
		夜間	41,400	
		全日	110,480	
特別会議室 B	土曜日、日曜日 及び休日	午前	13,800	
		午後	17,200	
		夜間	51,900	
		全日	138,400	
特別会議室 B	平日	午前	32,000	
		午後	42,700	
		夜間	32,000	
		全日	85,360	
特別会議室 B	土曜日、日曜日 及び休日	午前	10,500	
		午後	40,000	
		夜間	53,300	
		全日	40,000	

		全日	106,640
		1時間につき	13,300
特別会議室C	平日	午前	11,700
		午後	15,700
		夜間	11,700
	土曜日、日曜日及び休日	全日	31,280
		1時間につき	3,700
		午前	14,700
特別会議室D	平日	午後	19,600
		夜間	14,700
		全日	39,200
	土曜日、日曜日及び休日	1時間につき	4,800
		午前	11,000
		午後	14,800
特別会議室E	平日	夜間	11,000
		全日	29,440
		1時間につき	3,500
	土曜日、日曜日及び休日	午前	14,000
		午後	18,600
		夜間	14,000
特別会議室E	平日	全日	37,280
		1時間につき	4,600
		午前	9,600
	土曜日、日曜日及び休日	午後	12,900
		夜間	9,600
		全日	25,680
特別会議室E	平日	1時間につき	3,100
		午前	12,000
		午後	16,200
	土曜日、日曜日及び休日	夜間	12,000
		全日	32,160
		1時間につき	3,900
駐車場利用料金	午前7時以後午後11時以前の間	1台30分につき	320
	午後11時後翌日の午前7時前の間	1台1時間につき	130

備考

- 一 この表において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。
 - イ 午前 午前9時から正午までをいう。
 - ロ 午後 午後1時から午後5時までをいう。
 - ハ 夜間 午後6時から午後9時（ホールにあっては、午後10時）までをいう。
 - ニ 全日 午前9時から午後9時（ホールにあっては、午後10時）までをいう。
 - ホ 時間外 午前9時前及び午後9時（ホールにあっては、午後10時）以後をいう。
- 二 大ホールを準備、練習等を行うことのみを目的として利用する場合の利用単位時間は、午前、午後、夜間又は全日とし、その使用料の額は、この表に定める額に0・5を乗じて得た額とする。
- 三 ホールを利用する者が入場料又はこれに類するもの（以下「入場料等」という。）を徴収する場合の使用料（準備、練習等を行うことのみを目的として利用する場合の利用単位時間に係る使用料を含む。）の額は、この表（前号を含む。）に定める額に次に定める率を乗じて得た額とする。
 - イ 入場料等（消費税及び地方消費税に相当する額を除く。以下同じ。）の最高額が3,000円を超える場合 1・5
 - ロ 入場料等の最高額が1,000円を超え3,000円以下の場合 1・2
- 四 ホール又は会議室を午前9時から午後5時まで又は午後1時から午後9時（ホールにあっては、午後10時）まで引き続き利用する場合の使用料の額は、午前及び午後又は午後及び夜間のそれぞれの利用単位時間に係る使用料の額の合計額とする。
- 五 駐車場使用料の項区分の欄に掲げる各時間帯における駐車場の利用時間が利用単位時間未満であるとき又は当該駐車場の利用時間に利用単位時間未満の時間があるときは、当該利用単位時間未満の時間は、利用単位時間に相当する時間とみなして計算する。
- 六 駐車場を駐車場使用料の項区分の欄に掲げる各時間帯にわたって引き続き利用する場合の使用料の額は、その利用の時間を当該時間帯の区分によって区分し、当該区分ごとに順次計算した使用料の額の合計額とする。
- 七 前号の場合において、一の区分（以下「先の区分」という。）について第五号の利用単位時間未満の時間があるときは、当該先の区分に引き続く他の区分（以下「後の区分」という。）に係る使用料の額の計算については、当該先の区分に係る利用単位時間に相当する時間から当該先の区分に係る利用単位時間未満の時間を減じた時間（以下「控除時間」という。）を当該後の区分に係る利用の時間から控除する。この場合において、当該後の区分に係る利用の時間が控除時間以内であるときは、当該後の区分に係る利用の時間がないものとみなす。
- 八 駐車場使用料の額は、駐車場の利用時間24時間までごとに計算するものとし、その計算して得た額が2,340円を超えるときは、2,340円とする。

2 附属設備の利用料金

利用料金の名称	区分		単位	利用料金 (単位円)	備考		
附属設備 利用料金	舞 台 関 係 附 属 設 備	平	台	1 回 1 枚につき	230		
			台	バレエ用シート	1 回 1 枚につき	340	
				小ホール用仮設ステージ	1 回 1 台につき	580	
	ホ ール 附 属 設 備	A	セ ッ ト	ボーダーライト 2 台 スポットライト 30 台 パーライト 20 台	1 回一式につき	10,830	
		B	セ ッ ト	ボーダーライト 2 台 ローアール水平ライト 1 台 アッパー水平ライ ト 1 台 スポットライト 80 台 パーライト 40 台 ピンスポットライト 1 台 エフェクトスポットライ ト 1 台 エフェクトスポットライ ト用マシン 1 台 先玉 1 台 ミラーボール 1 台	1 回一式につき	30,100	
		C	照	ボーダーライト 3 台 ローアール水平ライト 1 台 アッパー水平ライ ト 1 台 スポットライト 150 台 パーライト 100 台			カラーフ

明 装 置	セ ッ ト	ピンスポットライト 2 台 エフェクトスポットライ ト 2 台 エフェクトスポットライ ト用マシン 2 台 先玉 2 台 ミラーボール 1 台	1 回一式につき	60,220	フィルター 及び種板 は含まな い。
		ボーダーライト	1 回 1 台につき	1,180	
		ローアーホリゾン トライト	1 回 1 台につき	1,180	
		アッパーホリゾン トライト	1 回 1 台につき	1,180	
		スポットライト	1 回 1 台につき	340	
		パーライト	1 回 1 台につき	470	
		ピンスポットライト	1 回 1 台につき	3,590	
		エフェクトスポット ライト	1 回 1 台につき	580	
		エフェクトスポット ライト 用マシン	1 回 1 台につき	340	
		先玉	1 回 1 台につき	230	
		ミラーボール	1 回 1 台につき	580	
音 響 関 係 附 属 設 備		録再生機器	1 回 1 台につき	1,180	
		コンデンサマイク ロホン	1 回 1 本につき	580	
		ワイヤレスマイク ロホン	1 回 1 本につき	1,180	
		効果機器	1 回 1 台につき	2,390	
		移動型スピーカ ー（大）	1 回 1 台につき	1,180	
		移動型スピーカ ー（中）	1 回 1 台につき	1,180	
		移動型スピーカ ー（小）	1 回 1 台につき	580	
映 像 関 係 附		フロアモニター スピーカー	1 回 1 台につき	580	
		小ホール用簡易 音響ワゴン	1 回一式につき	2,390	
		大ホール用プロ ジェクター	1 回 1 台につき	3,590	
		小ホール用プロ ジェクター	1 回 1 台につき	1,790	
		映像操作卓	1 回 1 台につき	2,390	
	大ホール用スク リーン	1 回 1 台につき	580		
	小ホール用スク リーン	1 回 1 台につき	580		

属 設 備				
そ の 他 の 附 属 設 備	金屏（びょう）風（ぶ）	1回1双につき	1,920	
	演台（花台及び脇台付き）	1回一式につき	710	
	演台（花台付き）	1回一式につき	580	
	司会者台	1回1台につき	230	
	机	1回1台につき	50	
	国旗又は県旗	1回1枚につき	110	
	吊（つり）看板	1回1台につき	580	
	緋（ひ）毛氈（せん）	1回1枚につき	230	
	プログラムスタンド	1回1台につき	110	
	丸テーブル	1回1台につき	340	
ホワイトボード	1回1台につき	1,180		
照 明 装 置	照明装置	1回1台につき	2,530	
音 響 関 係 附 属 設 備	マイクロホンセット（大）（アンプ付き）	1回一式につき	5,400	
	マイクロホンセット（小）（アンプ付き）	1回一式につき	2,270	
映 像 関	プロジェクター（大）	1回1台につき	14,440	
	プロジェクター（小）	1回1台につき	2,270	
	スクリーン（大）	1回1台につき	2,270	
	スクリーン（小）	1回1台につき	2,270	
	ディスプレイ	1回1台につき	18,050	
	録画セット（カメラ及びDV Dレコーダー）	1回一式につき	14,080	フィルム 及びディ

展示場及び会議室 附属設備	係 附				スクは含まない。
	属 設 備	ビデオテープレコーダー 体型DVDレコーダー	1回1台につき	1,320	テープ及びディスクは含まない。
		オーバーヘッドプロジェクター	1回1台につき	1,320	
		書画カメラ	1回1台につき	12,280	
	そ の 他 の 附 属 設 備	ホワイトボード	1回1台につき	1,180	
		コピー式ホワイトボード	1回1台につき	2,390	
		カラーコピー式ホワイトボード	1回1台につき	3,000	
		テレビ会議装置	1回1台につき	10,120	
		パーソナルコンピュータ（ノートブック型）	1回1台につき	3,590	

備考

この表において、「1回」とは、ホール附属設備及び展示場附属設備にあつては午前（午前9時から正午まで）、午後（午後1時から午後5時まで）又は夜間（午後6時から午後9時（ホール附属設備にあつては、午後10時）まで）の各1回をいい、会議室附属設備にあつては午前（午前9時から正午まで）、午後（午後1時から午後5時まで）、夜間（午後6時から午後9時まで）又は時間外（午前9時前及び午後9時以後）の各1回をいう。

3 特別の設備又は器具を設けて電力又は水道を使用する場合の利用料金の加算額

区分	単位	加算額（単位円）
電力	1キロワット1時間につき	45
水道	1立方メートルにつき	580